

番号通知開始！ マイナンバー制度は なぜ分かりにくいのか？

竹田 忠 Takeda Tadashi NHK解説委員

経済畑を中心に取材歴30年。担当は経済・雇用・社会保障。「時論公論」や「週刊ニュース深読み」などに出演。

「いくら聞いてもピンと来ない…」国民への個人番号通知が10月中旬に迫った今でも、マイナンバー制度について多くの人がこう感じているのではないのでしょうか？ 実はマイナンバー制度は、異なる省庁が、それぞれの構想と目的で準備してきた別々の制度を合体してできているため、これが制度を複雑にし、理解を難しくしています。マイナンバーの注意点を整理しながら、その正体をひも解いていきます。

マイナンバーは書留でやってくる

マイナンバーとは、政府が赤ちゃんからお年寄りまで、国民一人ひとりに割り振る12桁の番号です。正式には「社会保障・税番号」といいます。引っ越したり、結婚して名字が変わったりしても、この番号は一生変わりません。「国民総背番号制」などと呼ばれるゆえんです。マイナンバー法(番号法)が施行されるのは10月5日。この時点で日本に住民票があるすべての人に番

号が付けられ、その住所に各市区町村からその人の番号を記載した「通知カード」(図2)と呼ばれる紙のカードが届きます。簡易書留を使って世帯単位で送ることになっていて、4人家族なら1つの封筒に4枚の通知カードが入ります。全国5200万世帯に、ほぼ同時期に送られるわけですが、不在で受け取れない場合は再配達する必要があります。また、住民票とは違う場所に住んでいる人には届かないため、注意が必要です。

マイナンバーはどう使う？

別に自分はもらわなくてもいいや、どうせ使わないし、などと思っていたら大変なことになります。会社員なら、すぐに勤務先から本人と扶養家族の番号を教えるよう要求されますし、その際に本人確認のため、通知カードなどの提示が求められます。また、番号の利用が始まるのは年明けの1月から。これ以降、役所で税や社会保障の手続きをするときには、書類に番号の



図1 個人番号カードの券面イメージ

記載を求められますし、場合によっては通知カードそのものの提示を求められます(番号法7条4項)。また通知カードとは別に、「個人番号カード」(図1)という、顔写真とICチップ付きのプラスチックカードが年明けから希望者に無料で発行されますが、これは通知カードと引き換えです。

生活はどう変わるのか

マイナンバーは、年明けから国と自治体、健康保険組合などが、社会保障と税の分野で使い始めます。本当に便利になるのは2017年7月以降です。国と自治体がネットワークでつながり、各役所がバラバラに管理している個人情報マイナンバーで照合することが可能になるので、手続きが簡素化されます。例えば年金の受給開始や、所得税の確定申告などの際、住民票などの添付書類が不要になります。また、2017年1月からは個人用のサイト「マイナポータル」が始まり、自分が納めた税金や、将来もらえる年金などの情報が自宅のパソコンで確認できるようになります。日本年金機構の情報流出事件を受けて、番号の年金分野への適用が当初予定より遅れるため、この時期も影響が出るかもしれません。

しかしマイナンバー制度の真の目的は、行政の効率化と公平・公正な社会の実現です。つま

り早い話が社会保険料と税の徴収強化にあります。このうち社会保険料で大きな効果が見込まれているのは企業の年金未納対策です。厚生年金の場合、全国250万事業所のうち、およそ80万の事業所で保険料に未納があると厚生労働省はみえています。会社が従業員の給料から保険料を天引きしていながら、それを国に正しく納めていないとなれば、その従業員は納めた分に見合った年金を将来受け取れなくなってしまいます。マイナンバー制度では個人に番号が振られるように、企業には13桁の法人番号が振られます。日本年金機構はこの番号を使って、国税庁の持つ企業の源泉徴収データの中から従業員に給料を払っているのに、厚生年金の保険料を納めていない企業を簡単に割り出せるようになり、加入指導や強制徴収などが行いやすくなります。

資産は丸裸にされるのか

さらに政府がねらうのが税の徴収強化です。その大きな一歩が、今の国会で成立したマイナンバー改正法で、その柱が預貯金口座への番号の適用拡大です。法案では、2018年から任意で番号を口座にひも付けることになっています。任意とは、銀行は利用者に番号の告知を求めるが、利用者には告知の義務はない、ということです。政府は将来の義務化を視野に入れて



図2 通知カードの券面イメージ

いて、今後見直し議論が焦点となります。

では口座に番号が結びつく資産が丸裸にされてしまうのか？ 例えば、年に一度、国民の預貯金残高の一覧が作られ、国税庁がチェックでもするのか、というそんなことはありません。ただ、税務調査は今よりもずっと楽になるだろうとみられています。自宅から遠く離れた金融機関を利用するいわゆる「疎開預金」などの隠し口座のありかも、番号を全国の金融機関に照会すれば、即座に見つかることになります。

拡大するマイナンバー以外の機能

今、政府が躍起になっているのは、個人番号カードの利用をどう増やすかということです。

5%しか普及していない住基カードの二の舞いを避けるためです。そのため政府はこのカードを単にマイナンバーのためではない、いろいろな機能を“てんこ盛り”にした、いわばワンストップのカードにしようとしています。カードに埋め込まれたICチップの空き容量を使って、健康保険証や公務員の身分証明書の機能を持たせたり、会社の社員証やクレジットカードと一体化させたり、さらにはインターネットバンキングの本人確認として使うなどの準備も進めています。ややこしいのは、こうした機能で使うのはICチップの中にある目に見えないコードであって、カードの表面に記載されている12桁のマイナンバーは関係がないということです。先に触れたマイナポータルにアクセスする時も、

マイナンバーを入力するのではなく、ICチップをカードリーダーで読み取って入ることになります。

4つのパスワードで混乱も？

このように、マイナンバーなのに、なぜマイナンバーとは関係のない機能やしくみが搭載されるのか？ それは冒頭に触れたように、もともとはまったく違う制度が合体しているためです(図3)。マイナンバーの大本は、政府が長年にわたって導入を画策してきた納税者番号であり、これが社会保障と税の共通番号にかたちを変えて、今回実施されるわけです。一方、これとは別に、国や自治体の業務を電子化して、誰もがインターネットを介して行政手続きができる電子政府を作ろう、そこにアクセスするIDを皆が持とうというのが国民ID制度で、マイナポータルはこの延長にあります。さらにマイナンバー制度の基礎となる住基ネットを使う住基カードの身元証明の機能が加わり、これが今、民間利用拡大の焦点になりつつあるわけです。こうしたさまざまな機能をすべて個人番号カードに盛り込んだ結果、最初に設定が必要なパスワードは4つにもなるという大変なことになっているわけです(このうち3つは数字4桁、1つは6桁から16桁の選択で英数込み)。

このようにマイナンバー制度は、あれもやりたい、これもしたいという行政側の思惑や都合が優先された結果、利用者である国民からは非常に分かりにくい、複雑な制度となっています。そしてこうしたことが情報漏えいの不安を増すことにもつながっています。マイナンバー制度は、1つではなく、別々の制度の寄せ集めでできています。政府はまず、国民に正直に伝えたいうえで、内容を丁寧に説明する責任があります。

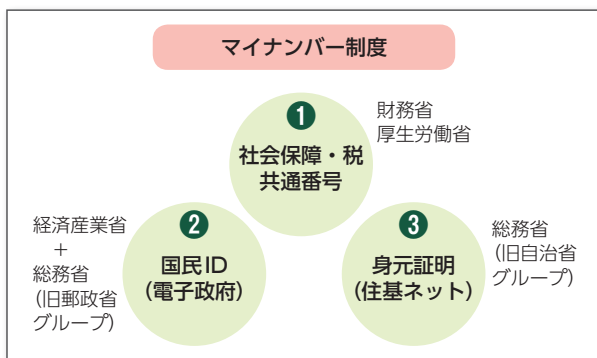


図3 マイナンバー制度を構成するそれぞれのしくみ